１０月１日から
制度が一部
変わりました！

令和４年度西都市子育て世代移住促進住宅取得助成金交付事業

西都市は子育て世代の転入促進を図るため、市内に住宅を「新築」又は「購入」する子育て世代の転入者に対し、助成金を交付します！

対象者（すべてに該当すること）

□転入者である方
□申請日時点で４０歳未満の方又は中学生以下の子どもを養育し同居している方
□新築住宅の工事、新築住宅・中古住宅の購入のいずれかを行う方
□世帯員全員が西都市税の滞納がない方
□自治会に加入している又は加入予定の方
□過去に「子育て世帯等住宅取得助成金」の交付を受けていない方

※**転入者**…西都市への転入予定者で、申請日から直近３年間西都市に住所を有しない方
既に転入している場合は、転入前の３年間本市に住所を有しておらず、かつ申請日において**転入後３年以内**の方

助成金の額

〇新築住宅（工事又は購入）×**市内**業者を利用した場合　２００万円
〇新築住宅（工事又は購入）×**市外**業者を利用した場合　１００万円
〇中古住宅購入の場合　５０万円

対象の住宅

〇新築住宅の工事
・建物本体の工事に係る費用が税込１，０００万円以上のもの
・**工事着工後～完成前**であるもの

〇新築住宅の購入
・建物本体、土地及び建物に付随する施設の費用が税込１，０００万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の３親等以内の親族でないもの
・売買契約締結後～引渡し前であるもの

〇中古住宅の購入
・西都市空き家等情報バンクに登録されているもの
・購入費（土地代含む）が税込３００万円以上のもの
・当該住宅の所有者が助成対象者及び世帯員の３親等以内の親族でないもの
・**売買契約締結後～引渡し前**であるもの

申請の方法

申請する場合は以下の書類の提出が必要です。

様式はコチラからもダウンロードできます⇒

・交付申請書
・事業計画書、収支予算書
・工事請負契約書又は売買契約書の写し
・立面図・平面図の写し
・新築住宅の工事にあっては、工事の着工を証明するもの
・本人及び世帯員の市税完納証明書
・工事中の新築住宅（購入の場合は対象住宅）の現況全景写真
※１枚で撮影できない場合は別方向から２枚
・住民票の写し（市町村役場で取得したもの（原本に限る）、世帯全員の続柄の記載があるもの）
・戸籍の附票（転入前直近３年間の住所が確認できるもの）